

令和3年度 高齢者虐待防止対策の現状と課題

項目	現状や対策	課題
相談通報件数 (R3.4月～R4.1月末時点)	<p>◎21件（内：虐待と判断16件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度と比べると増加傾向にある。以前通報のあった世帯から再度通報があったケースもある。虐待被害が繰り返されないよう、関係者による継続した関わりが必要となる。 ・各地区ともに、新型コロナウイルス感染症による閉じこもりや失業等が要因となる虐待事案・相談はなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・以前にも通報があった家庭からの相談が繰り返されているケースがある。その都度対応を行っているが、継続した見守り等の支援が必要となる。 ・通報相談の内容によって、事実確認が難しく、対応までに時間がかかる場合がある。
啓発普及活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターのチラシに、高齢者虐待に関する相談窓口であることを記載している。 ・毎年9月の高齢者見守り月間に合わせて、高齢者虐待に関する記事を市報に掲載している。 ・民生委員・児童委員の研修会や事業所から講座の依頼は無かった。今後は、感染症対策を講じながらの講座開催等を検討し、周知を行っていききたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・包括のチラシや市報等での広報が主なツールとなっている。住民に“身近な問題”として考えてもらえるような周知方法の検討。
早期発見、相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・ケアマネジャー・介護事業所等との情報共有や、虐待防止ネットワーク会議に警察からも出席いただいているため、困難ケースへの協力依頼が可能となっている。 ・本庁一支部ともに、包括担当職員が対応するが、地区担当保健師とも連携し、相談対応を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、本庁一支部で差のない迅速な対応ができるよう体制を整え、連携を図っていく。 ・虐待＝デリケートな問題であるため、住民へのPRを継続し、早期発見につなげる必要がある。
虐待を受けた高齢者の保護体制	<ul style="list-style-type: none"> ・早期の介入、分離保護が必要なケースについては、特養側と相談できる体制が出来ている。令和3年度も対応事例あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・夫や息子からの暴力の場合、“共依存の関係”が見られ、一時的に分離を行っても、再び同じ生活環境に戻ってしまい、虐待が繰り返される傾向にある。対応方法について検討が必要。
養護者への支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症カフェや介護者のつどいを実施し、介護ストレスの軽減を図り、相談できる環境づくりに努めている。 ・虐待が繰り返されるケースについては、ケアマネジャーや地区担当保健師等と連携し、定期的な見守り・相談対応を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者自身に認知症や精神疾患等がある場合、包括職員だけでなく、養護者に関わる支援者（ケアマネジャーや相談支援事業所等）とも連携・情報共有が必要。
高齢者虐待防止ネットワーク会議等の開催	<p>令和3年7月15日（木）開催。</p> <p>年度末に開催していた会議だが、関係機関の顔合わせと情報共有を年度の早い段階で出来るよう、この時期の開催となった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区長や民生委員、介護サービス事業所の管理者等に出席していただいているが、出席者から関係者に情報提供がなされているか。普及啓発についても課題が残る。
現状と課題を踏まえた次年度の主な取組・方針	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待相談窓口＝地域包括支援センターというPRは継続して行っていく。 ・本庁一支部の職員体制は異なるものの、差のない迅速な対応が出来るよう、職員間でも事例検討・勉強会等を開催する。 ・ケアマネジャーや介護サービス事業所等への勉強会・研修会の周知、協力を行っていく。 	